

○水防協議会条例

制 定 昭 34. 6.22 条例 10
最近改定 平 24.12.20 条例 12

(通 則)

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 34 条第 5 項の規定による淀川左岸水防事務組合水防協議会（以下協議会という。）の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。

(会長及び代行)

第 2 条 会長は、水防協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員及び代理)

第 3 条 委員である関係行政機関の職員又は関係団体の代表者に事故があるときは、当該委員の指名する職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

(任 期)

第 4 条 地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び関係団体の代表者である委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 管理者において特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらずその任期中においてもこれを免じ又は解嘱することができる。

(会議の召集)

第 5 条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(会議の成立及び議決)

第 6 条 会議は、委員の 3 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもつて決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事、書記)

第 7 条 協議会に、幹事（内 1 名は常任幹事とする。）及び書記若干名を置き、会長が命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命をうけて水防計画その他必要事項の調査研究に当る。

3 書記は、上司の命をうけ、庶務に従事する。

(費用弁償等の支給)

第 8 条 会長、委員、幹事及び書記に対しては、予算の範囲内で管理者の定めるところにより手当及び費用弁償を支給することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、組合設立の日（昭和 33 年 12 月 1 日）に遡ってこれを適用する。

附 則（平 18. 3.23 条例 7）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平 24.12.20 条例 12）

この条例は、公布の日から施行する。